

調停の成立について

葉山町（以下「甲」という。）は、横須賀簡易裁判所平成29年（ノ）第38号所有権移転登記手続等請求調停申立事件について、次のとおり調停を成立（和解）するものとする。

1 和解の相手方

山梨県大月市梁川町綱の上1478番地

ワイズ企画有限公司

（上記代表者代表取締役 堀江 哲雄）

（以下「乙」という。）

2 和解の内容

- （1） 乙は、甲に対し、葉山町長柄字上ノ山 1855 番 3、同番 7 及び同番 8（以下「本件土地」という。）の所有権が甲にあることを認める。
- （2） 甲は、乙に対し、解決金として 1,000 万円の支払義務があることを認める。
- （3） 乙は、甲に対し、本件土地について所有権移転登記手続を行う。登記手続費用は甲の負担とする。
- （4） 甲は、乙に対し、乙の指定する口座へ解決金 1,000 万円を支払う。振込手数料は甲の負担とする。

- (5) 甲は、乙に対する不動産処分禁止仮処分命令申立事件(横浜地方裁判所横須賀支部平成29年(ヨ)第26号)を取り下げる。
- (6) 乙は、甲が(5)の不動産処分禁止仮処分命令申立事件について供託した担保(横浜地方法務局横須賀支局平成29年度金第828号)の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (7) 甲は、その余の請求を放棄する。
- (8) 甲、乙及び利害関係人は、甲及び乙並びに甲及び利害関係人の間には、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (9) 調停費用は、各自の負担とする。

平成30年3月7日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

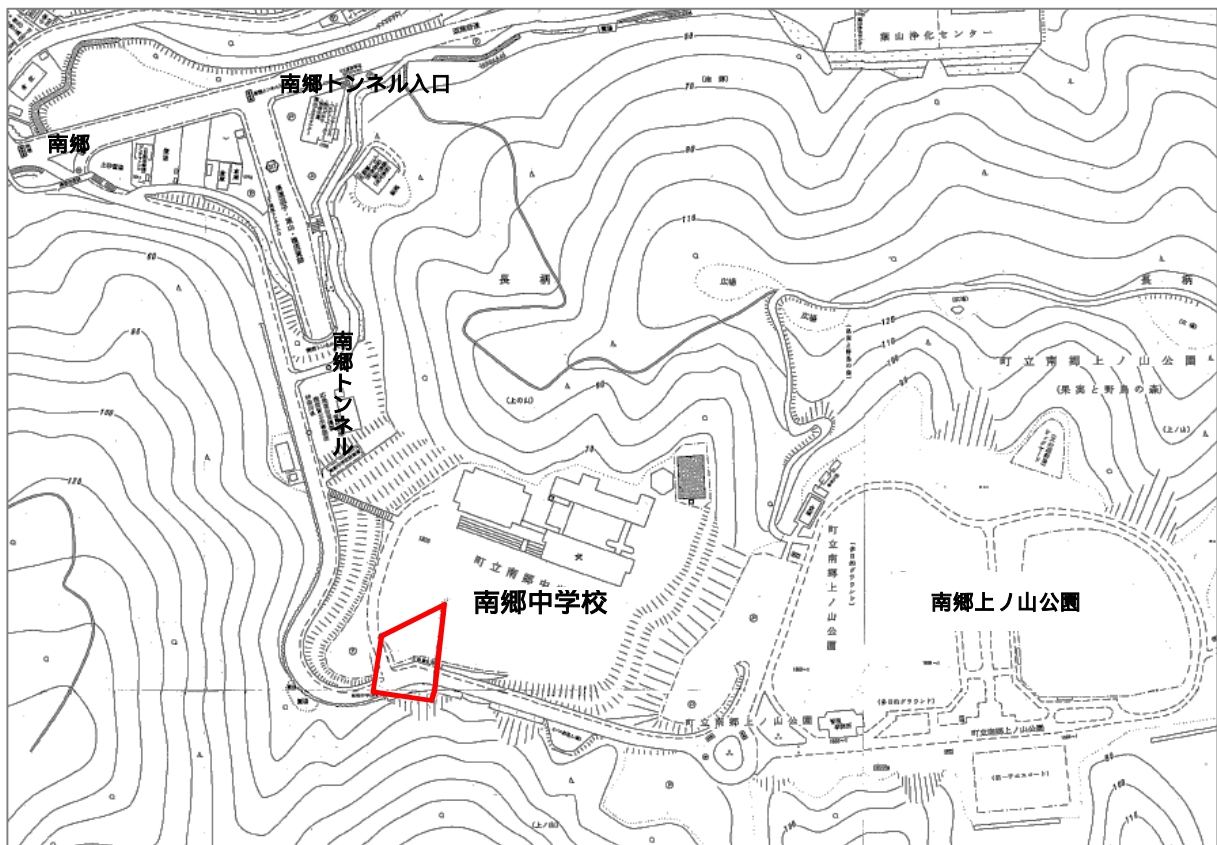
所有権移転登記手続等請求調停申立事件については、平成29年9月25日に横須賀簡易裁判所へ申し立て、相手方と協議を重ねてきたが、この結果を踏まえ、本年3月1日に裁判所から調停条項案が示されたので、本町はこれに基づき和解することとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により提案するものであります。

事件の概要

1 土地の概要

所在及び地番(地積): 葉山町長柄字上ノ山 1855 番 3 (402 m²)
同 7 (875 m²)
同 8 (98 m²) 3 筆計 1,375 m²

地目: 保安林



2 調停等の経過

平成 29 年 9 月 25 日 町が横須賀簡易裁判所へ調停を申立
平成 29 年 10 月 24 日 第 1 回期日
平成 29 年 10 月 27 日 町が横浜地方裁判所横須賀支部へ不動産処分禁止仮処分を申立
(11 月 9 日に横浜地方法務局横須賀支局へ供託金を納付)
平成 29 年 11 月 9 日 横浜地方裁判所横須賀支部が不動産処分禁止仮処分を決定
平成 29 年 12 月 5 日 第 2 回期日
平成 30 年 1 月 30 日 第 3 回期日
平成 30 年 2 月 27 日 第 4 回期日